

生環第0401003号

令和4年4月1日

共栄九州株式会社

代表取締役 張尾 裕樹 様

宇佐市長 是永 修治



許 可 証

令和4年4月1日付けで申請のあった処理施設の使用については、宇佐市一般廃棄物処理施設条例第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
許可区分	<input type="checkbox"/> 環境衛生センター <input checked="" type="checkbox"/> ごみ焼却センター <input checked="" type="checkbox"/> 不燃物処理場
許可期間	令和3年 5月 1日から 令和5年 3月 31日まで
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例、宇佐市一般廃棄物処理施設条例等関係法令を遵守すること。 2 処理施設の使用にあたっては、市の指示に従うこと。